

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 20 年 9 月 26 日 (金) 号外第 107 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則 (83) (景観まちづくり課) 4
	鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び鳥取県恩給給与細則 の一部を改正する規則 (84) (福利厚生室) 18
	災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (85) (福祉保健課) 20

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の全部改正について

1 規則の改正理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づくバリアフリー化を進めるため、鳥取県福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）が全部改正されたことに伴い、特別特定建築物から除かれることとなる福利厚生のための運動施設及び建築物移動等円滑化基準に適合していることを証する書面（以下「建築物移動等円滑化基準適合証」という。）の請求に関する事項その他法及び条例の施行に関し必要な事項を定める。

特別特定建築物 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物（学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数のものが利用する建築物又はその部分をいう。）であって、移動等円滑化が特に必要なものをいう。

建築物移動等円滑化基準 移動等円滑化のために必要な建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設）の構造及び配置に関する基準

2 規則の概要

- (1) 建築基準法に基づく建築確認申請に添付する図書を定める。
- (2) 特別特定建築物から除外する福利厚生のための運動施設は、地方税法施行令第56条の41各号に掲げる施設とする。
- (3) 建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の認定手続を定める。
- (4) 所管行政庁が知事である特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定手続を定める。
- (5) 所管行政庁が知事である特定建築物におけるエレベーターの設置の特例認定の手続を定める。
- (6) 建築物移動等円滑化基準適合証の交付手続を定める。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成20年10月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
 - ウ 鳥取県事務処理権限規則について、条例の施行に伴う所要の改正を行う。

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び鳥取県恩給給与細則の一部改正について

1 規則の改正理由

国民生活金融公庫等が廃止され、及び株式会社日本政策金融公庫が設立され、恩給法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 年金である恩給の受給手続及び恩給証書を担保に供したときの受給手続の例外について定めた規定中、「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成20年10月1日とする。

災害救助法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおりとする。

救 済 の 種 類			支出することができる費用の限度額		
			改正後	現 行	
避難所設置費			1人1日当たり300円	100人1日当たり30,000円	
応急仮設住宅の設置(1戸当たり)			2,366,000円	2,342,000円	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯に対して行う場合	夏 季 (4月1日から 9月30日まで)	1人世帯	17,300円	17,200円
			2人世帯	22,300円	22,100円
			3人世帯	32,800円	32,600円
			4人世帯	39,300円	39,000円
			5人世帯	49,800円	49,500円
			6人以上1人を増すごとに加算する額	7,300円	7,200円
		冬 季 (10月1日から 翌年3月31日まで)	1人世帯	28,600円	28,400円
			2人世帯	37,000円	36,700円
			3人世帯	51,600円	51,200円
			4人世帯	60,500円	60,100円
			5人世帯	75,900円	75,400円
			6人以上1人を増すごとに加算する額	10,400円	10,300円
	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯に対して行う場合	夏 季 (4月1日から 9月30日まで)	1人世帯	5,600円	5,600円
			2人世帯	7,600円	7,500円
			3人世帯	11,400円	11,300円
			4人世帯	13,800円	13,700円
			5人世帯	17,500円	17,400円
			6人以上1人を増すごとに加算する額	2,400円	2,400円
冬 季 (10月1日から 翌年3月31日まで)	1人世帯	9,100円	9,000円		
	2人世帯	12,000円	11,900円		
	3人世帯	16,900円	16,800円		
	4人世帯	20,000円25,400円	19,900円		
	5人世帯		25,200円		
	6人以上1人を増すごとに加算する額	3,300円	3,300円		
災害にかかった住宅の応急修理(1世帯当たり)			510,000円	500,000円	
障害物の除去(1世帯当たり)			137,500円	137,000円	

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

平成20年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第83号

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年鳥取県規則第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例、法、政令、省令及び建築基準法（昭和25年法律第201号）で使用する用語の例による。

（建築確認申請書等の添付図書）

第3条 法第14条第1項及び条例の規定により建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないこととされる特別特定建築物（以下「基準対象建築物」という。）の建築（用途の変更をして基準対象建築物にすることを含む。以下同じ。）を行う建築主等は、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知の文書（以下「計画通知書」という。）に、建築物移動等円滑化基準チェックリスト（知事が別に定めるところにより作成したものとする。以下同じ。）を添付しなければならない。

（専ら従業員の福利厚生のために使用される運動施設）

第4条 条例第13条第5号の規則で定める運動施設は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の41各号に掲げる施設とする。

（建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の認定）

第5条 条例第22条第2項の規定による認定（以下「不適用認定」という。）を受けようとする建築主等は、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書（様式第1号）を当該建築物の所在地を所管する総合事務所長（当該所在地が八頭郡である場合にあっては東部総合事務所長、日野郡である場合にあっては西部総合事務所長とする。以下「所管事務所長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を明らかにする書類を添付しなければならない。

(1) 条例第13条、第14条又は第16条から第21条までの規定のうち、当該建築物の増築等については適用しないことを希望するものを適用した場合に、当該増築等に係る部分以外の部分について必要となる条例第22条第2項に規定する改修の内容

(2) 当該増築等と併せて前号の改修を行うことができない事由

3 所管事務所長は、第1項の申請書を受理したときは、これを知事に進達するものとする。この場合において、その申請に係る増築等の所管行政庁が知事以外の者であるとき（以下「他庁所管のとき」という。）は、

当該所管行政庁に申請書の副本を送付するものとする。

- 4 知事は、前項の規定により進達された申請について不適用認定をしたときは、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定通知書（様式第2号）に第1項の申請書の副本を添付して、申請者に通知するものとする。この場合において、他庁所管のときは、所管行政庁にその旨を通知するものとする。

（計画認定申請書の添付図書）

第6条 所管行政庁が知事である特定建築物について法第17条第1項の申請を行う建築主等は、当該申請に係る申請書に建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（知事が別に定めるところにより作成したものとする。）を添付しなければならない。この場合において、当該特定建築物が基準対象建築物であるときは、建築物移動等円滑化基準チェックリストを併せて添付しなければならない。

- 2 所管行政庁が知事である特定建築物に係る法第17条第5項の通知は、特定建築物建築等計画通知書（様式第3号）に建築確認申請書を添付して行うものとする。

（計画変更認定）

第7条 前条の規定は、所管行政庁が知事である特定建築物に係る法第18条第2項において準用する法第17条第1項の申請及び同条第5項の通知について準用する。この場合において、前条第1項中「申請書」とあるのは「特定建築物建築等計画変更認定申請書（様式第4号）」と、「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト」とあるのは「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト及び法第17条第3項の認定に係る認定通知書」と、「添付しなければ」とあるのは「添付して、所管事務所長に提出しなければ」と読み替えるものとする。

- 2 所管事務所長は、法第18条第1項の認定をしたときは、特定建築物建築等計画変更認定通知書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、申請者に通知するものとする。

（1） 特定建築物建築等計画変更認定申請書の副本

（2） 法第18条第2項において準用する法第17条第4項の適合通知を受けて当該認定をした場合にあっては、当該適合通知に添えられた建築確認申請書の副本

（建築主等の変更）

第8条 所管行政庁が知事である特定建築物について法第17条第3項又は第18条第1項の認定に係る建築等が完了するまでの間にその建築主等を変更しようとする認定建築主等は、当該変更により建築主等となる者とともに、認定建築主等変更届（様式第6号）に当該認定に係る認定通知書を添付して、所管事務所長に提出しなければならない。この場合において、所管事務所長は、それらの認定通知書を書き換えて、当該変更により建築主等となる者に交付するものとする。

（エレベーターの特例認定）

第9条 所管行政庁が知事である特定建築物について、法第23条第1項の規定による認定（以下「エレベーター特例認定」という。）を受けようとする者は、エレベーター特例認定申請書（様式第7号）に次に掲げる図書その他知事が必要と認める書類を添付して、所管事務所長に提出しなければならない。

（1） 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の(イ)項に掲げる図書（床面積積積図を除く。）に同項の表2の(86)項の(ろ)の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載したもの

（2） 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1の(ロ)項に掲げる図書

（3） 構造詳細図（縮尺、主要構造部の材料の種別及び寸法、エレベーターのかご内及び乗降口ビーに設ける制御装置の位置及び構造並びにエレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸の構造及び寸法を記載したもの）

（4） 構造計算書（エレベーターを設置する特定建築物がその壁、柱、床及びはりの応力算定及び断面算定の結果から見て、エレベーターの設置後においても構造耐力上安全な構造であることが確認できるもの）

- 2 所管事務所長は、エレベーター特例認定をしたときは、エレベーター特例認定通知書（様式第8号）に前項の申請書の副本を添付して、申請者に通知するものとする。

（適合証の交付請求）

第10条 条例第24条第1項の規定による請求は、建築物移動等円滑化基準適合証交付請求書（様式第9号）を提出してしなければならない。

- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 建築基準法第7条第5項の規定により交付された検査済証（同法第7条の2第5項後段の規定により当該検査済証とみなされるものを含む。）の写し（法第14条第1項及び条例の規定により、特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない場合であって、当該特定建築物の建築について建築基準法第7条第4項の規定による検査を受けなければならないときに限る。）
 - (2) 次に掲げる書類（前号に規定する場合以外の場合及び増築等の場合に限り、増築等の場合にあっては、当該増築等に係る部分以外の部分に関するものを含む。）
 - ア 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1の(イ)欄に掲げる図書（床面積求積図を除く。）に同項の表2の(86)項の(ロ)の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載したもの
 - イ 建築物移動等円滑化基準チェックリスト
- 3 条例第24条第1項に規定する適合証の様式は、様式第10号のとおりとする。

（提出部数）

第11条 この規則の規定により所管事務所に提出する申請書その他の書類の部数は、第5条第1項の申請書にあっては正本1部及び副本2部（他庁所管のときは、3部）、前条第1項の請求書にあっては正本1部、その他のものにあっては正本及び副本各1部とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際既に建築確認申請書又は計画通知書が提出されている基準対象建築物の建築については、第3条の規定は適用しない。

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

- 3 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後										改正前											
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）										別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）											
個別事業に係る事務処理権限										個別事業に係る事務処理権限											
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分							地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項		事務処理権限の区分							地方機関の 長の名称
	種 類	内 容	知事	専 決 権 者		委 任 決 断 権 者			種 類			内 容	知事	専 決 権 者		委 任 決 断 権 者					
			部長	課長	地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長				部長	課長	地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長				
略										略											
福 祉										福 祉											
保 健										保 健											
課										課											
	鳥取県福 祉のまちづ くり条例 （平成20年 鳥取県条例 第2号）に 基づく知事 の権限に属 する事務 （福祉保健 課の所管事 務に係るも の）	1 同条例第24条第 2項の規定による 適合証の交付 （一） 東部総合事 務所及び八咫 総合事務所の所 管区域に係るもの （二） 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの （三） 西部総合事 務所及び日野総									鳥取県福 祉のまちづ くり条例 （平成8年 鳥取県条例 第18号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第15条第 2項の規定による 適合証の交付									

施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 代理者住所氏名		電話 ()			
2 設計者住所氏名		電話 ()			
3 建築物の位置					
4 区域・地域・地区					
5 建築物 の概要	用 途	敷地面積		m ²	
	階 数	構 造			
	面 積	増築等に係る部分	それ以外の部分	合 計	
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ面積	m ²	m ²	m ²
6 建築物移動等円滑化 基準のうち適用しない ことを希望するもの					
7 非増築等部分の改修 を行うことができない 事由					

受付欄	処理欄	認定欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

注1 印のある欄は、記入しないこと。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第2号(第5条関係)

建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

申請者 様

職 氏名 印

年 月 日付けで申請のあったことについては、鳥取県福祉のまちづくり条例第22条第2項の規定に基づき、次のとおり建築物移動等円滑化基準の全部(一部)を適用しない増築(改築・用途変更)であると認定したので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第4項の規定により通知します。

1	建築物の位置			
2	区域・地域・地区			
3	建築物の概要	用途	敷地面積	m ²
		階数	構造	
		面積	増築等に係る部分	それ以外の部分
			合 計	
		建築面積	m ²	m ²
		延べ面積	m ²	m ²
4	建築物移動等円滑化基準のうち適用しないこととしたもの			

注 この通知書は、大切に保存すること。

様式第3号（第6条関係）

特定建築物建築等計画通知書

第 号
年 月 日

建築主事 様

職 氏名 印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（第18条第2項において準用する同法）第17条第4項の規定による申請がありましたので、同法（第18条第2項において準用する同法）第17条第5項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- 3 建築物の位置

様式第4号（第7条関係）

特定建築物建築等計画変更認定申請書

年 月 日

職 氏名 様

申請者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の認定を受けた計画を次のとおり変更したいので、同法第18条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 建築確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
3 特定建築物の位置	
4 変更の内容	
5 変更の理由	
6 同法第18条第2項において準用する同法第17条第4項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無	有 ・ 無

受付欄	処理欄	認定欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

注1 印のある欄は記入しないこと。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第5号(第7条関係)

特定建築物建築等計画変更認定通知書

第 号
年 月 日

様

職 氏名 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の

促進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、次のとおり計画の変更の認定をしたので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

1 変更前の計画に係る認定年月日及び番号	
2 変更後の計画に係る建築確認年月日及び番号 並びに建築主事の氏名	
3 特定建築物の位置	
4 変更の内容	

注1 この通知書は、大切に保存すること。

2 印のある欄は、変更の認定に係る特定建築物の建築等について、同法第18条第2項において準用する同法第17条第4項の適合通知を受けている場合に限り記入するものであること。

様式第6号（第8条関係）

認定建築主等変更届

年 月 日

職 氏名 様

変更前認定建築主等 住所
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 氏名 ,
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

変更後認定建築主等 住所
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 氏名 ,
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

建築主等を次のとおり変更するので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

1 認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 変更年月日	
3 変更の理由	

受付欄	処理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

- 注1 変更前後の建築主等が連署して提出すること。
- 2 認定通知書を添付すること。
- 3 印のある欄は記入しないこと。
- 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第7号(第9条関係)

エレベーター特例認定申請書

年 月 日

職 氏名

様

申請者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話

専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターについて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定による認定を受けたいので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1	代理者住所氏名				電話 ()		
2	設計者住所氏名				電話 ()		
3	特定建築物の位置						
4	防火地域等の別	防火地域	準防火地域	その他 ()			
5	特定建築物の概要	用途			敷地面積 m ²		
		階数			構造		
		面積	工事部分		既存部分	合計	
			建築面積	m ²	m ²	m ²	
			延べ面積	m ²	m ²	m ²	
6	耐火構造とみなして適用される規定	建築基準法第27条第1項 第61条 第62条第1項					
7	エレベーターの概要	種別			最大定員		
		用途			定格速度		
		積載荷重					
		主要構造部の構造	昇降路の壁				
			柱				
梁							
8	認定が必要な理由						
受付欄		処理欄			認定欄		
年 月 日					年 月 日		
第 号					第 号		
係員印					係員印		

- 注1 印のある欄は記入しないこと。
- 2 6の欄は、認定により耐火構造とみなして適用される規定に を付けること。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第8号（第9条関係）

エレベーター特例認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

様

職 氏名 印

既存の特定建築物に設けるエレベーターに係る建築基準法の特例について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定に基づき、次のとおり認定します。

1	特定建築物の位置			
2	耐火構造とみなして適用される規定	建築基準法第27条第1項 第61条 第62条第1項		
3	エレベーターの概要	種 別	最大定員	
		用 途	定格速度	
		積 載 荷 重		
		昇降路の壁		
		主要構造柱		
	部の構造	梁		

- 注1 2の欄は、認定により耐火構造とみなして適用される規定に を付けること。
- 2 この通知書は、大切に保存すること。

様式第9号（第10条関係）

建築物移動等円滑化基準適合証交付請求書

年 月 日

職 氏名 様

請求者 住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次の特定建築物について、建築物移動等円滑化基準適合証の交付を受けたいので、鳥取県福祉のまちづくり

条例第24条第1項の規定により請求します。

特定建築物の名称		
特定建築物の位置		
用 途		
階 数		
工事完了年月日	年 月 日	
設計者	事務所の名称	
	氏 名	(担当者名)
代理者	事務所の所在地	(電話番号)
	事務所の名称	
氏 名		
	事務所の所在地	(電話番号)
基準適合状況	適 合 ・ 不 適 合	
	適合の区分	全 部 ・ 一 部 ()
特記事項		
受付欄	処理欄	決裁欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

注1 印のある欄は、記入しないこと。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第10号(第10条関係)

その1 建築物移動等円滑化基準に全体が適合している建築物の場合

第 号

鳥取県福祉のまちづくり建築物移動等円滑化基準全体適合証

建築物の名称

所在地

上記の建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び鳥取県福祉のまちづくり条例に規定する誰もが安全で快適に利用できる施設づくりの基準に全体が適合していると認めます。

年 月 日

職 氏名

印

その2 建築物移動等円滑化基準に部分的に適合している建築物の場合

第 号

鳥取県福祉のまちづくり建築物移動等円滑化基準部分適合証

建築物の名称

所在地

上記の建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び鳥取県福祉のまちづくり条例に規定する誰もが安全で快適に利用できる施設づくりの基準に部分的に適合していると認めます。

年 月 日

職 氏名 印

〔適合している部分〕

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第84号

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則

(鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和30年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(年金である恩給の受給手続)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 <u>恩給法第11条第1項ただし書に規定する株式会社日本政策金融公庫</u>及別二法律ヲ以テ定ムル金融機関(以下「<u>株式会社日本政策金融公庫等</u>」という。)は、恩給給与金請求書(別記第33号様式)を作成し、これを支給期月の5日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(恩給証書を担保に供したときの受給手続の例外)</p> <p>第40条 <u>株式会社日本政策金融公庫等</u>に恩給証書を担保に供した者は、その期間中<u>前条第1項及び第3項</u>に規定する手続を要しない。</p>	<p>(年金である恩給の受給手続)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 <u>条例第8条第1項ただし書に規定する国民生活金融公庫</u>及別二法律ヲ以テ定ムル金融機関(以下「<u>国民生活金融公庫等</u>」という。)は、恩給給与金請求書(別記第33号様式)を作成し、これを支給期月の5日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(恩給証書を担保に供したときの受給手続の例外)</p> <p>第40条 <u>国民生活金融公庫等</u>に恩給証書を担保に供した者は、その期間中<u>前条</u>に規定する手続を要しない。</p>

(鳥取県恩給給与細則の一部改正)

第2条 鳥取県恩給給与細則(昭和30年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(年金である恩給の受給手続)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 恩給法第11条第1項ただし書に規定する<u>株式会社日本政策金融公庫</u>及別二法律ヲ以テ定ムル金融機関</p>	<p>(年金である恩給の受給手続)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 恩給法第11条第1項ただし書に規定する<u>国民生活金融公庫</u>及別二法律ヲ以テ定ムル金融機関(以下</p>

<p>(以下「株式会社日本政策金融公庫等」という。)</p> <p>は、恩給給与金請求書を作成し、これを支給期月の5日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(恩給証書を担保に供したときの受給手続の例外)</p> <p>第10条 <u>株式会社日本政策金融公庫等</u>に恩給証書を担保に供した者は、その期間中<u>前条第1項及び第3項</u>に規定する手続を要しない。</p>	<p>「<u>国民生活金融公庫等</u>」という。)は、恩給給与金請求書を作成し、これを支給期月の5日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(恩給証書を担保に供したときの受給手続の例外)</p> <p>第10条 <u>国民生活金融公庫等</u>に恩給証書を担保に供した者は、その期間中<u>前条</u>に規定する手続を要しない。</p>
--	--

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第85号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県災害救助法施行細則</u></p>	<p><u>災害救助法施行細則</u></p>
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 避難所</p> <p style="padding-left: 4em;">ア～ウ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">エ ウに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）を収容する避難所にあつては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア) 基本額</p> <p style="padding-left: 6em;">避難所設置費 <u>1人1日当たり 300円</u></p> <p style="padding-left: 4em;">(イ) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 応急仮設住宅</p> <p style="padding-left: 4em;">ア及びイ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり<u>2,366,000円</u>以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">エ～ク 略</p> <p>2 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)及び(2) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及</p>	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 避難所</p> <p style="padding-left: 4em;">ア～ウ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">エ ウに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）を収容する避難所にあつては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア) 基本額</p> <p style="padding-left: 6em;">避難所設置費 <u>100人1日当たり 30,000円</u></p> <p style="padding-left: 4em;">(イ) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 応急仮設住宅</p> <p style="padding-left: 4em;">ア及びイ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり<u>2,342,000円</u>以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">エ～ク 略</p> <p>2 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)及び(2) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及</p>

び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	7,300円
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	28,600円	37,000円	51,600円	60,500円	75,900円	10,400円

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	略	7,600円	11,400円	13,800円	17,500円	略
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	9,100円	12,000円	16,900円	20,000円	25,400円	略

備考 略

(4) 略

4及び5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり510,000円以内とする。

(3) 略

7 略

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程

び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	17,200円	22,100円	32,600円	39,000円	49,500円	7,200円
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	28,400円	36,700円	51,200円	60,100円	75,400円	10,300円

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	略	7,500円	11,300円	13,700円	17,400円	略
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	9,000円	11,900円	16,800円	19,900円	25,200円	略

備考 略

(4) 略

4及び5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり500,000円以内とする。

(3) 略

7 略

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以

及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。

(2)~(4) 略

9~11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,500円以内とする。

(3) 略

13 略

様式第10号(第14条関係)

実 費 弁 償 請 求 書 略

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記のとおり実費弁償を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

職 業

(法人その他の団体にあつては、事業の種類)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

(経 由)

記

1~6 略

備考 災害救助法第24条第2項の規定により地方運

下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。

(2)~(4) 略

9~11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とする。

(3) 略

13 略

様式第10号(第14条関係)

実 費 弁 償 請 求 書 略

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記のとおり実費弁償を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

職 業

(法人その他の団体にあつては、事業の種類)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

(経 由)

記

1~6 略

備考 災害救助法第24条第2項の規定により地方運

輸局長（運輸監理部長を含む。）が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）を経由して知事に提出すること。

輸局長（海運監理部長を含む。）が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該地方運輸局長（海運監理部長を含む。）を経由して知事に提出すること。

様式第12号（第16条関係）

様式第12号（第16条関係）

災害救助法による（療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切）扶助金支給申請書
下記のとおり 扶助金を請求する。

災害救助法による（療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切）扶助金支給申請書
下記のとおり 扶助金を請求する。

年 月 日
鳥取県知事 氏 名様
住 所
氏 名 ㊟
(経 由)

年 月 日
鳥取県知事 氏 名様
住 所
氏 名 ㊟
(経 由)

略

略

備 考

備 考

- 1 略
- 2 法第24条第2項の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）を経由して知事に提出すること。

- 1 略
- 2 法第24条第2項の規定により地方運輸局長（海運監理部長を含む。）が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該地方運輸局長（海運監理部長を含む。）を経由して知事に提出すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。